

平成16年2月2日

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会 農薬・動物用医薬品部会の審議結果概要について

本日開催された標記部会において審議された、食品中の残留基準の設定に係る審議結果は次のとおりである。

1. ピリダリル（農薬）については、食品中の残留基準を設定することが適当とされ、今後、パブリックコメント、WTO 通報、食品衛生分科会における審議等、所要の手続きを行う予定としている。
2. 農林水産省より動物用医薬品の承認等について意見を求められた3品目（イミダクロプリド、牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型不活化ワクチン、ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりビブリオ病・ α 溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン）について、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価結果又は同結果（案）に基づき、標記部会で審議を行った結果、残留基準を設定しないことが適当とされた。
審議結果を受け、既に内閣府食品安全委員会から食品健康影響評価結果の通知を受けているイミダクロプリドについては、本日付で農林水産省に通知を行った。
3. 「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針（案）」について審議の結果、一部文言の修正は必要なものの基本的に了承され、今後、各自治体、関係団体等に通知して周知する予定としている。